



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年7月29日(金) 第10021号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○道路の供用開始(道路管理課)	2
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課)	2
<b>公 告</b>	
○所在不分明通知(林政課)	2
○土地改良事業計画の変更認可(農村整備課)	3
○土地改良区の管理規程廃止認可(同)	3
<b>入 札 公 告</b>	
○一般競争入札の実施(下水環境課)	3
○同	8
○同	13
○同	17

■ 告 示

◎群馬県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	上日野藤岡線	藤岡市下日野字鹿島3064番の4地先から同市同字同3065番の2地先まで	令和4年7月29日

◎群馬県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、太田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 大泉町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 太田都市計画下水道事業 大泉公共下水道
- 3 事業施行期間 平成2年12月18日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分 平成2年群馬県告示第1015号、平成9年群馬県告示第763号、平成11年群馬県告示第229号、平成17年群馬県告示第172号及び平成24年群馬県告示第153号の事業地を次のとおり変更する。

朝日三丁目、城之内五丁目、坂田四丁目、坂田六丁目及び坂田七丁目の各一部を追加する。

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第50条第1項の規定による使用権設定の協議について、令和4年7月8日認可し、同条第5項の規定によりその旨をその土地の所有者に通知したところ、所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を神流町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年7月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
戸塚 松郎

## 2 認可の要旨

- (1) 申請人の氏名又は名称及び住所 神流川森林組合 代表理事組合長 田村利男 多野郡神流町大字麻生92
- (2) 使用権設定の目的 森林から木材を搬出するために必要な作業道の設置
- (3) 使用権を設定しようとする土地の所在 多野郡神流町大字魚尾1327-1、1327-2
- (4) 使用の時期及び期間 令和4年7月8日から令和10年6月30日まで

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により赤城西麓土地改良区の土地改良事業計画の変更を令和4年7月20日認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和4年7月29日

群馬県知事 山本 一 太

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の廃止を次のとおり認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年7月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 土地改良区の名称 赤城西麓土地改良区
- 2 管理規程により管理を行う施設 根利川頭首工及び赤城川取水工
- 3 管理規程の概要

## (1) 貯水、放流又は取水に関する事項

管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ、受益地の必要な水量を取水するものとする。

## (2) 施設を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

管理者は、ゲートを操作するために必要な機械、器具、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

## (3) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

管理者は、前橋气象台から関係地域に対して、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときには、洪水警戒体制をとらなければならない。

## 4 認可年月日

令和4年7月20日

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23

号)の適用を受けるものである。

令和4年7月29日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 担当部局

- (1) 事務的事項及び技術的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部下水道環境課下水道管理係 電話027-226-3682 電子メールgesui@pref.gunma.lg.jp
- (2) 電子入札の執行に関すること 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係 電話0270-65-7557

## 2 調達内容

- (1) 調達件名 県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
- (4) 履行場所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 県央水質浄化センターほか(詳細は、入札説明書による。)
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類(以下「技術提案書」という。)を提出すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加資格 入札参加者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を満たす者であること。

### (1) 単独企業及び共同企業体の構成員の共通の要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。
- ウ 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。  
なお、上記イ及びウにおいて、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐものとする。
- エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること(当該保険に加入の義務がない者を除く。)
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登録された者であること。
- カ 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者であること。  
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年8月9日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月17日(水)午後4時までに資格者名簿の登録を確認し、上記1(1)の担当部局へ電話連絡のうえ、メールにてその旨通知すること。

競争入札参加資格審査申請(資格者名簿登載)に関する照会先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 電話027-226-3819

キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条の規定による登録を受けていること。

ク この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

#### (2) 単独企業の要件

ア 単独又は共同企業体の構成員(出資比率20パーセント以上に限る。)として、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場において、次の全ての業務を平成24年度以降、同一施設で3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐<sup>えん</sup>をしている公共団体から受注した実績を有すること。

(ア) 施設の水処理能力が160,000m<sup>3</sup>/日以上であり、かつ、標準活性汚泥法と同程度以上に下水を処理することができる方法を用いた終末処理場の運転管理業務

(イ) 汚泥脱水施設の運転管理業務

(ウ) 施設規模70m<sup>3</sup>/分以上の中継ポンプ場の運転管理業務

イ 次に掲げる要件を全て満たす総括責任者及び副総括責任者をそれぞれ専任で配置できること。

(ア) 総括責任者

a 下水道終末処理場の維持管理業務において、5年以上の実務経験を有すること。

b 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に定める資格を有すること。

c 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

(イ) 副総括責任者

a 下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有すること。

b 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

ウ 次の有資格者(入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されている者に限る。)をそれぞれ専任で1名以上配置できること。

(ア) 第3種電気主任技術者(施設の電気設備の保安監督において、個人又は法人と電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第2項に規定する保安の監督に係る業務委託契約を結ぶ場合を除く。)

(イ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(ウ) 乙種第4類危険物取扱者

(エ) エネルギー管理士免状の交付を受けている者又はエネルギー管理員講習修了者

(オ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

#### (3) 共同企業体の要件

ア 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とすること。

イ 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

ウ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を履行する共同管理方式であること。

オ 共同企業体の代表者は、(2)ア及びイの要件を満たしているものであること。

カ 共同企業体は、(2)ウの要件を満たしていること。

#### 4 入札書の提出場所等

## (1) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) (以下「電子入札システム」という。)による。

イ 交付期間 令和4年7月29日(金)から同年8月17日(水)までの毎日

## (2) 設計図書、契約条項等の閲覧期間、閲覧場所及び閲覧方法

ア 閲覧期間 令和4年7月29日(金)から同年8月17日(水)まで

イ 閲覧場所 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所管理係 電話0270-65-7557

ウ 閲覧方法 閲覧を希望する者は、上記イの担当部局に事前に電話で申し込むこと。申込みは、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うこと。申込みの際に指定する日時にて閲覧すること。

## (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

なお、入札参加資格確認結果は、令和4年9月5日(月)までに電子入札システムにより通知する。

ア 申請書等の提出期間 令和4年7月29日(金)午前9時から同年8月17日(水)午後4時まで

イ 申請書等の提出方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等は、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に必着するよう、郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。また、封筒に「県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

## (4) 技術提案書作成要領等の説明会

入札参加者に対して、別に配布する「県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託技術提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)に基づき、技術提案書の提出を求める。

作成要領等に関する説明会を次のとおり開催するので、入札参加者のうち出席を希望する者は作成要領を持参の上、出席すること。

ア 日時及び場所 令和4年9月9日(金)から同月16日(金)までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 説明会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

## (5) 現地施設見学会

入札参加者のうち希望する者に対して現地施設見学会を次のとおり開催する。

ア 日時及び場所 令和4年9月9日(金)から同月16日(金)までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 見学会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

## (6) 入札及び開札の日時等

ア 入札書及び技術提案書の提出期間 令和4年9月28日(水)午前9時から同月30日(金)午後4時まで

イ 入札方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等にあつては、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に群馬県県土整備部下水環境課長宛て親展で必着するよう、配達日時指定郵便による郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。その際、二重封筒とし、入札書及び入札金額内訳書の中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には入札者の商号(名称)及び「令和4年10月7日開札 県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と記載すること。また、入札は1回目不調の場合、2回目まで行

われるため、2回目の入札に参加する意思がある場合は、別封により2回目の入札書を作成し、各封筒に何回目かを明記すること。ただし、2回目の入札の際には入札金額内訳書の添付を要しない。さらに、表封筒には「県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と朱書きすること。

ウ 技術提案書に係るヒアリングの日時及び場所 令和4年10月5日(水)又は同月6日(木)で、別途指定する日時及び場所

エ 開札の日時 令和4年10月7日(金)午前10時00分

5 落札者の決定方法

(1) 総合評価値が最も高く、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札した入札参加者を本件委託業務の落札者と決定する。

なお、落札者となるべき最も高い総合評価値を取得した入札参加者が複数あるときは、当該入札参加者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者が不在のときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引いて落札者を決定する。ただし、総合評価値の最も高い入札参加者が低入札価格調査制度に該当する場合は、(2)による。

(2) この業務委託は、「低入札価格調査制度適用対象」であり、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、当該入札参加者により契約内容に適合した履行の確保が図れるか否かを低入札価格審査委員会で調査及び検討をした後に落札者を決定する。

なお、当該入札参加者は、入札後の調査に協力しなければならない。

6 落札者の決定基準

(1) 審査項目

ア 価格評価に関する事項

区 分	審 査 項 目
入札書	入札価格に関する事項

イ 技術評価に関する事項

区 分	審 査 項 目	配 点	
技術提案書	I. 実施方針・体制の提案	33点	99点
	II. 運転管理業務提案	15点	
	III. 保守管理業務提案	12点	
	IV. 危機管理に係る提案	21点	
	V. コスト縮減対策の提案	18点	
ヒアリング	説明、質疑応答	3点	
合 計		102点	

(2) 審査項目の配点及び評価方法 入札説明書に記載のとおり

(3) 価格評価値と技術評価値の配点割合は、100対100とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 入札説明書に記載のとおり
- (4) 入札者に要求される事項 入札者は、契約担当者から当該技術提案書に関し説明を求められた場合は、応じなければならない。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Subject matter of the contract: Comprehensive maintenance and management service at Kenou Regional Sewerage System Kenou Purification Center
- (3) Contract period: From February 1, 2023 to January 31, 2026
- (4) Deadline for submission of application forms and attached documents regarding qualification for participating in the tendering process: 4:00 p.m., August 17, 2022
- (5) Deadline for submission of bidding documents and technical proposal : 4:00 p.m., September 30, 2022
- (6) Date and time of bid opening: 10:00 a.m., October 7, 2022
- (7) Contact point for the notice: Sewage Disposal Management Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3682(Japanese Language only)

---

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年7月29日

群馬県知事 山本 一太

## 1 担当部局

- (1) 事務的事項及び技術的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部下水環境課下水道管理係 電話027-226-3682 電子メールgesui@pref.gunma.lg.jp
- (2) 電子入札の執行に関すること 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係 電話0270-65-7557

## 2 調達内容

- (1) 調達件名 奥利根流域下水道管理 奥利根水質浄化センター維持管理包括委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
- (4) 履行場所 群馬県沼田市下川田町字宮塚1303番地 奥利根水質浄化センターほか（詳細は、入札説明書

による。)

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類(以下「技術提案書」という。)を提出すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格 入札参加者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 単独企業及び共同企業体の構成員の共通の要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。

ウ 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

なお、上記イ及びウにおいて、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐものとする。

エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること(当該保険に加入の義務がない者を除く。)

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登録された者であること。

カ 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年8月9日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月17日(水)午後4時までに資格者名簿の登録を確認し、上記1(1)の担当部局へ電話連絡のうえ、メールにてその旨通知すること。

競争入札参加資格審査申請(資格者名簿登録)に関する照会先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 電話027-226-3819

キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条の規定による登録を受けていること。

ク この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

(2) 単独企業の要件

ア 単独又は共同企業体の構成員(出資比率20パーセント以上に限る。)として、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場において、次の全ての業務を平成24年度以降、同一施設で3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐<sup>えん</sup>をしている公共団体から受注した実績を有すること。

(ア) 施設の水処理能力が12,000m<sup>3</sup>/日以上であり、かつ、標準活性汚泥法と同程度以上に下水を処理することができる方法を用いた終末処理場の運転管理業務

(イ) 汚泥脱水施設の運転管理業務

(ウ) 施設規模50m<sup>3</sup>/分以上の中継ポンプ場の運転管理業務

イ 次に掲げる要件を全て満たす総括責任者及び副総括責任者をそれぞれ専任で配置できること。

(ア) 総括責任者

- a 下水道終末処理場の維持管理業務において、5年以上の実務経験を有すること。
- b 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に定める資格を有すること。
- c 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

(イ) 副総括責任者

- a 下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有すること。
- b 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

ウ 次の有資格者(入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されている者に限る。)をそれぞれ専任で1名以上配置できること。

(ア) 第3種電気主任技術者(施設の電気設備の保安監督において、個人又は法人と電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第2項に規定する保安の監督に係る業務委託契約を結ぶ場合を除く。)

(イ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(ウ) 乙種第4類危険物取扱者

(エ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

(3) 共同企業体の要件

- ア 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とすること。
- イ 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。
- ウ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。
- エ 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を履行する共同管理方式であること。
- オ 共同企業体の代表者は、(2)ア及びイの要件を満たしているものであること。
- カ 共同企業体は、(2)ウの要件を満たしていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) (以下「電子入札システム」という。)による。

イ 交付期間 令和4年7月29日(金)から同年8月17日(水)までの毎日

(2) 設計図書、契約条項等の閲覧期間、閲覧場所及び閲覧方法

ア 閲覧期間 令和4年7月29日(金)から同年8月17日(水)まで

イ 閲覧場所 〒378-0024 群馬県沼田市下川田町字宮塚1303番地 奥利根水質浄化センター管理係 電話0278-24-5261

ウ 閲覧方法 閲覧を希望する者は、上記イの担当部局に事前に電話で申し込むこと。申込みは、群馬県の休日を守る条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うこと。申込みの際に指定する日時にて閲覧すること。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

なお、入札参加資格確認結果は、令和4年9月5日(月)までに電子入札システムにより通知する。

ア 申請書等の提出期間 令和4年7月29日(金)午前9時から同年8月17日(水)午後4時まで

イ 申請書等の提出方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等は、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に必着するよう、郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。また、封筒に「奥利根流域下水道管理 奥利根水質浄化センター維持管理包括委託 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

#### (4) 技術提案書作成要領等の説明会

入札参加者に対して、別に配布する「奥利根流域下水道管理 奥利根水質浄化センター維持管理包括委託 技術提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)に基づき、技術提案書の提出を求める。

作成要領等に関する説明会を次のとおり開催するので、入札参加者のうち出席を希望する者は作成要領を持参の上、出席すること。

ア 日時及び場所 令和4年9月9日(金)から同月16日(金)までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 説明会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

#### (5) 現地施設見学会

入札参加者のうち希望する者に対して現地施設見学会を次のとおり開催する。

ア 日時及び場所 令和4年9月9日(金)から同月16日(金)までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 見学会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

#### (6) 入札及び開札の日時等

ア 入札書及び技術提案書の提出期間 令和4年9月28日(水)午前9時から同月30日(金)午後4時まで

イ 入札方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等にあつては、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に群馬県県土整備部下水環境課長宛て親展で必着するよう、配達日時指定郵便による郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。その際、二重封筒とし、入札書及び入札金額内訳書を中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には入札者の商号(名称)及び「令和4年10月7日開札 奥利根流域下水道管理 奥利根水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と記載すること。また、入札は1回目の不調の場合、2回目まで行われるため、2回目の入札に参加する意思がある場合は、別封により2回目の入札書を作成し、各封筒に何回目かを明記すること。ただし、2回目の入札の際には入札金額内訳書の添付を要しない。さらに、表封筒には「奥利根流域下水道管理 奥利根水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と朱書きすること。

ウ 技術提案書に係るヒアリングの日時及び場所 令和4年10月5日(水)又は同月6日(木)で、別途指定する日時及び場所

エ 開札の日時 令和4年10月7日(金)午前10時15分

### 5 落札者の決定方法

(1) 総合評価値が最も高く、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札した入札参加者を本件委託業務の落札者と決定する。

なお、落札者となるべき最も高い総合評価値を取得した入札参加者が複数あるときは、当該入札参加者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者が不在のときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引いて落札者を決定する。ただし、総合評価値の最も高い入札参加者が低入札価格調査制度に該当する場合は、(2)による。

(2) この業務委託は、「低入札価格調査制度適用対象」であり、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、当該入札参加者により契約内容に適合した履行の確保が図れるか否かを低入札価格審査委員会で調査及び検討をした後に落札者を決定する。

なお、当該入札参加者は、入札後の調査に協力しなければならない。

6 落札者の決定基準

(1) 審査項目

ア 価格評価に関する事項

区 分	審 査 項 目
入札書	入札価格に関する事項

イ 技術評価に関する事項

区 分	審 査 項 目	配 点	
技術提案書	I. 実施方針・体制の提案	33点	99点
	II. 運転管理業務提案	15点	
	III. 保守管理業務提案	12点	
	IV. 危機管理に係る提案	21点	
	V. コスト縮減対策の提案	18点	
ヒアリング	説明、質疑応答	3点	
合 計		102点	

(2) 審査項目の配点及び評価方法 入札説明書に記載のとおり

(3) 価格評価値と技術評価値の配点割合は、100対100とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 入札説明書に記載のとおり

(4) 入札者に要求される事項 入札者は、契約担当者から当該技術提案書に関し説明を求められた場合は、応じなければならない。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture

(2) Subject matter of the contract: Comprehensive maintenance and management service at Okutone

Regional Sewerage System Okutone Purification Center

- (3) Contract period: From February 1, 2023 to January 31, 2026
- (4) Deadline for submission of application forms and attached documents regarding qualification for participating in the tendering process: 4:00 p.m., August 17, 2022
- (5) Deadline for submission of bidding documents and technical proposal : 4:00 p.m., September 30, 2022
- (6) Date and time of bid opening: 10:15 a.m., October 7, 2022
- (7) Contact point for the notice: Sewage Disposal Management Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3682(Japanese Language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年7月29日

群馬県知事 山本 一太

#### 1 担当部局

- (1) 事務的事項及び技術的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部下水道環境課下水道管理係 電話027-226-3682 電子メールgesui@pref.gunma.lg.jp
- (2) 電子入札の執行に関すること 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係 電話0270-65-7557

#### 2 調達内容

- (1) 調達件名 桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
- (4) 履行場所 群馬県桐生市広沢町七丁目5005番地 桐生水質浄化センターほか（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）を提出すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加資格 入札参加者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 単独企業及び共同企業体の構成員の共通の要件
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - イ 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。

ウ 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

なお、上記イ及びウにおいて、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐものとする。

エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること（当該保険に加入の義務がない者を除く。）。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

カ 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年8月9日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月17日（水）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、上記1(1)の担当部局へ電話連絡のうえ、メールにてその旨通知すること。

競争入札参加資格審査申請（資格者名簿登載）に関する照会先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 電話027-226-3819

キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。

ク この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

## (2) 単独企業の要件

ア 単独又は共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上に限る。）として、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場において、次の全ての業務を平成24年度以降、同一施設で3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐<sup>えん</sup>をしている公共団体から受注した実績を有すること。

(ア) 施設の水処理能力が19,000m<sup>3</sup>/日以上であり、かつ、標準活性汚泥法と同程度以上に下水を処理することができる方法を用いた終末処理場の運転管理業務

(イ) 汚泥脱水施設の運転管理業務

イ 次に掲げる要件を全て満たす総括責任者及び副総括責任者をそれぞれ専任で配置できること。

(ア) 総括責任者

a 下水道終末処理場の維持管理業務において、5年以上の実務経験を有すること。

b 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有すること。

c 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

(イ) 副総括責任者

a 下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有すること。

b 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

ウ 次の有資格者（入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されている者に限る。）をそれぞれ専任で1名以上配置できること。

(ア) 第3種電気主任技術者（施設の電気設備の保安監督において、個人又は法人と電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する保安の監督に係る業務委託契約を結ぶ場合を除く。）

(イ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(ウ) 乙種第4類危険物取扱者

(エ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

(3) 共同企業体の要件

ア 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とすること。

イ 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

ウ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を履行する共同管理方式であること。

オ 共同企業体の代表者は、(2)ア及びイの要件を満たしているものであること。

カ 共同企業体は、(2)ウの要件を満たしていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) (以下「電子入札システム」という。)による。

イ 交付期間 令和4年7月29日（金）から同年8月17日（水）までの毎日

(2) 設計図書、契約条項等の閲覧期間、閲覧場所及び閲覧方法

ア 閲覧期間 令和4年7月29日（金）から同年8月17日（水）まで

イ 閲覧場所 〒376-0013 群馬県桐生市広沢町七丁目5005番地 桐生水質浄化センター管理係  
電話0277-53-2301

ウ 閲覧方法 閲覧を希望する者は、上記イの担当部局に事前に電話で申し込むこと。申込みは、群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うこと。申込みの際に指定する日時にて閲覧すること。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

なお、入札参加資格確認結果は、令和4年9月5日（月）までに電子入札システムにより通知する。

ア 申請書等の提出期間 令和4年7月29日（金）午前9時から同年8月17日（水）午後4時まで

イ 申請書等の提出方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等は、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に必着するよう、郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。また、封筒に「桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

(4) 技術提案書作成要領等の説明会

入札参加者に対して、別に配布する「桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき、技術提案書の提出を求める。

作成要領等に関する説明会を次のとおり開催するので、入札参加者のうち出席を希望する者は作成要領を持参の上、出席すること。

ア 日時及び場所 令和4年9月9日（金）から同月16日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 説明会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

(5) 現地施設見学会

入札参加者のうち希望する者に対して現地施設見学会を次のとおり開催する。

ア 日時及び場所 令和4年9月9日（金）から同月16日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 見学会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

(6) 入札及び開札の日時等

ア 入札書及び技術提案書の提出期間 令和4年9月28日（水）午前9時から同月30日（金）午後4時まで

イ 入札方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等にあつては、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に群馬県県土整備部下水道環境課長宛て親展で必着するよう、配達日時指定郵便による郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。その際、二重封筒とし、入札書及び入札金額内訳書を中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には入札者の商号（名称）及び「令和4年10月7日開札 桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と記載すること。また、入札は1回目が不調の場合、2回目まで行われるため、2回目の入札に参加する意思がある場合は、別封により2回目の入札書を作成し、各封筒に何回目かを明記すること。ただし、2回目の入札の際には入札金額内訳書の添付を要しない。さらに、表封筒には「桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と朱書きすること。

ウ 技術提案書に係るヒアリングの日時及び場所 令和4年10月5日（水）又は同月6日（木）で、別途指定する日時及び場所

エ 開札の日時 令和4年10月7日（金）午前10時30分

5 落札者の決定方法

(1) 総合評価値が最も高く、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札した入札参加者を本件委託業務の落札者と決定する。

なお、落札者となるべき最も高い総合評価値を取得した入札参加者が複数あるときは、当該入札参加者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者が不在のときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引いて落札者を決定する。ただし、総合評価値の最も高い入札参加者が低入札価格調査制度に該当する場合は、(2)による。

(2) この業務委託は、「低入札価格調査制度適用対象」であり、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、当該入札参加者により契約内容に適合した履行の確保が図れるか否かを低入札価格審査委員会で調査及び検討をした後に落札者を決定する。

なお、当該入札参加者は、入札後の調査に協力しなければならない。

6 落札者の決定基準

(1) 審査項目

ア 価格評価に関する事項

区 分	審 査 項 目
入札書	入札価格に関する事項

イ 技術評価に関する事項

区 分	審 査 項 目	配 点	
	I. 実施方針・体制の提案	33点	99点

技術提案書	Ⅱ. 運転管理業務提案	15点
	Ⅲ. 保守管理業務提案	12点
	Ⅳ. 危機管理に係る提案	21点
	Ⅴ. コスト縮減対策の提案	18点
ヒアリング	説明、質疑応答	3点
合 計		102点

(2) 審査項目の配点及び評価方法 入札説明書に記載のとおり

(3) 価格評価値と技術評価値の配点割合は、100対100とする。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 入札説明書に記載のとおり

(4) 入札者に要求される事項 入札者は、契約担当者から当該技術提案書に関し説明を求められた場合は、応じなければならない。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture

(2) Subject matter of the contract: Comprehensive maintenance and management service at Kiryu Regional Sewerage System Kiryu Purification Center

(3) Contract period: From February 1, 2023 to January 31, 2026

(4) Deadline for submission of application forms and attached documents regarding qualification for participating in the tendering process: 4:00 p.m., August 17, 2022

(5) Deadline for submission of bidding documents and technical proposal : 4:00 p.m., September 30, 2022

(6) Date and time of bid opening: 10:30 a.m., October 7, 2022

(7) Contact point for the notice: Sewage Disposal Management Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3682(Japanese Language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年7月29日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 担当部局

- (1) 事務的事項及び技術的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部下水道環境課下水道管理係 電話027-226-3682 電子メールgesui@pref.gunma.lg.jp
- (2) 電子入札の執行に関すること 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係 電話0270-65-7557

## 2 調達内容

- (1) 調達件名 西邑楽流域下水道管理 西邑楽水質浄化センター維持管理包括委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
- (4) 履行場所 群馬県邑楽郡千代田町大字舞木字中里1200番地1 西邑楽水質浄化センターほか(詳細は、入札説明書による。)
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類(以下「技術提案書」という。)を提出すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加資格 入札参加者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を満たす者であること。

## (1) 単独企業及び共同企業体の構成員の共通の要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。
- ウ 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。  
なお、上記イ及びウにおいて、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐものとする。
- エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること(当該保険に加入の義務がない者を除く。)
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登録された者であること。
- カ 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者であること。  
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年8月9日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月17日(水)午後4時までに資格者名簿の登録を確認し、上記1(1)の担当部局へ電話連絡のうえ、メールにてその旨通知すること。

競争入札参加資格審査申請(資格者名簿登録)に関する照会先 〒371-8570 群馬県前橋市大手

町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 電話027-226-3819

キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条の規定による登録を受けていること。

ク この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

#### (2) 単独企業の要件

ア 単独又は共同企業体の構成員(出資比率20パーセント以上に限る。)として、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場において、次の全ての業務を平成24年度以降、同一施設で3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐<sup>えん</sup>をしている公共団体から受注した実績を有すること。

(ア) 施設の水処理能力が10,000m<sup>3</sup>/日以上であり、かつ、標準活性汚泥法と同程度以上に下水を処理することができる方法を用いた終末処理場の運転管理業務

(イ) 汚泥脱水施設の運転管理業務

イ 次に掲げる要件を全て満たす総括責任者及び副総括責任者をそれぞれ専任で配置できること。

(ア) 総括責任者

a 下水道終末処理場の維持管理業務において、5年以上の実務経験を有すること。

b 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に定める資格を有すること。

c 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

(イ) 副総括責任者

a 下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有すること。

b 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

ウ 次の有資格者(入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されている者に限る。)をそれぞれ専任で1名以上配置できること。

(ア) 第3種電気主任技術者(施設の電気設備の保安監督において、個人又は法人と電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第2項に規定する保安の監督に係る業務委託契約を結ぶ場合を除く。)

(イ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(ウ) 乙種第4類危険物取扱者

(エ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

#### (3) 共同企業体の要件

ア 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とすること。

イ 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

ウ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を履行する共同管理方式であること。

オ 共同企業体の代表者は、(2)ア及びイの要件を満たしているものであること。

カ 共同企業体は、(2)ウの要件を満たしていること。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) (以下「電子入札システム」という。)による。

イ 交付期間 令和4年7月29日（金）から同年8月17日（水）までの毎日

(2) 設計図書、契約条項等の閲覧期間、閲覧場所及び閲覧方法

ア 閲覧期間 令和4年7月29日（金）から同年8月17日（水）まで

イ 閲覧場所 〒370-0504 群馬県邑楽郡千代田町大字舞木中里1200番地1 西邑楽水質浄化センター管理係 電話0276-70-5078

ウ 閲覧方法 閲覧を希望する者は、上記イの担当部局に事前に電話で申し込むこと。申込みは、群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うこと。申込みの際に指定する日時にて閲覧すること。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

なお、入札参加資格確認結果は、令和4年9月5日（月）までに電子入札システムにより通知する。

ア 申請書等の提出期間 令和4年7月29日（金）午前9時から同年8月17日（水）午後4時まで

イ 申請書等の提出方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等は、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に必着するよう、郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。また、封筒に「西邑楽流域下水道管理 西邑楽水質浄化センター維持管理包括委託 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

(4) 技術提案書作成要領等の説明会

入札参加者に対して、別に配布する「西邑楽流域下水道管理 西邑楽水質浄化センター維持管理包括委託 技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき、技術提案書の提出を求める。

作成要領等に関する説明会を次のとおり開催するので、入札参加者のうち出席を希望する者は作成要領を持参の上、出席すること。

ア 日時及び場所 令和4年9月9日（金）から同月16日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 説明会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

(5) 現地施設見学会

入札参加者のうち希望する者に対して現地施設見学会を次のとおり開催する。

ア 日時及び場所 令和4年9月9日（金）から同月16日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 見学会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

(6) 入札及び開札の日時等

ア 入札書及び技術提案書の提出期間 令和4年9月28日（水）午前9時から同月30日（金）午後4時まで

イ 入札方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等にあつては、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に群馬県県土整備部下水環境課長宛て親展で必着するよう、配達日時指定郵便による郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。その際、二重封筒とし、入札書及び入札金額内訳書の中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には入札者の商号（名称）及び「令和4年10月7日開札 西邑楽流域下水道管理 西邑楽水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と記載すること。また、入札は1回目が高調の場合、2回目まで行われるため、2回目の入札に参加する意思がある場合は、別封により2回目の入札書を作成し、各封筒に何回目かを明記すること。ただし、2回目の入札の際には入札金額内訳書の添付を要しない。さらに、表封筒には「西邑楽流域下水道管理 西邑楽水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と朱書きすること。

ウ 技術提案書に係るヒアリングの日時及び場所 令和4年10月5日(水)又は同月6日(木)で、別途指定する日時及び場所

エ 開札の日時 令和4年10月7日(金)午前10時45分

5 落札者の決定方法

(1) 総合評価値が最も高く、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札した入札参加者を本件委託業務の落札者と決定する。

なお、落札者となるべき最も高い総合評価値を取得した入札参加者が複数あるときは、当該入札参加者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者が不在のときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引いて落札者を決定する。ただし、総合評価値の最も高い入札参加者が低入札価格調査制度に該当する場合は、(2)による。

(2) この業務委託は、「低入札価格調査制度適用対象」であり、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、当該入札参加者により契約内容に適合した履行の確保が図れるか否かを低入札価格審査委員会で調査及び検討をした後に落札者を決定する。

なお、当該入札参加者は、入札後の調査に協力しなければならない。

6 落札者の決定基準

(1) 審査項目

ア 価格評価に関する事項

区 分	審 査 項 目
入札書	入札価格に関する事項

イ 技術評価に関する事項

区 分	審 査 項 目	配 点	
技術提案書	I. 実施方針・体制の提案	33点	99点
	II. 運転管理業務提案	15点	
	III. 保守管理業務提案	12点	
	IV. 危機管理に係る提案	21点	
	V. コスト縮減対策の提案	18点	
ヒアリング	説明、質疑応答	3点	
合 計		102点	

(2) 審査項目の配点及び評価方法 入札説明書に記載のとおり

(3) 価格評価値と技術評価値の配点割合は、100対100とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 入札説明書に記載のとおり

- (4) 入札者に要求される事項 入札者は、契約担当者から当該技術提案書に関し説明を求められた場合は、応じなければならない。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Subject matter of the contract: Comprehensive maintenance and management service at Nishioura Regional Sewerage System Nishioura Purification Center
- (3) Contract period: From February 1, 2023 to January 31, 2026
- (4) Deadline for submission of application forms and attached documents regarding qualification for participating in the tendering process: 4:00 p.m., August 17, 2022
- (5) Deadline for submission of bidding documents and technical proposal : 4:00 p.m., September 30, 2022
- (6) Date and time of bid opening: 10:45 a.m., October 7, 2022
- (7) Contact point for the notice: Sewage Disposal Management Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3682(Japanese Language only)